

JCB JR東海エクスプレス予約サービス特約(プラスEX会員)

第1条 (適用範囲) 本特約は、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）およびJCBが指定するカード発行会社（本特約末尾記載のカード発行会社のことをいい、以下、「当社」という。また、JCBと当社をあわせて、以下「両社」という。）が、JCBまたは当社からJCBブランドカード（以下、「JCBカード」という。）の貸与を受けた者（以下、「JCB会員」という。）より、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が提供する「JR東海エクスプレス予約サービス」（以下、「エクスプレス予約サービス」という。）の入会申込、エクスプレス予約サービス利用代金の支払手段としてのJCBカードの指定、およびエクスプレス予約サービスの退会申込を受け付けること（以下、「本受付」という。）等について定めるものです。なお、エクスプレス予約サービスの対象となるカードは、JCBカードのうち、両社において決定する範囲のカード（以下、「対象カード」という。）とします。本特約に定めのない事項は、当社のJCBカードに関する会員規約（以下、「JCB会員規約」という。）その他、各種の規定・特約によります。また、本特約における用語は、本特約に別段の定めがない限り、JCB会員規約における意味と同一の意味を有するものとします。さらに、カード発行会社がJCBの場合、本特約中の「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第2条 (取り次ぎ、およびエクスプレス予約サービスの入会) エクスプレス予約サービスへの入会を希望する対象カードのJCB会員は、両社所定のホームページに表示される申込画面（または両社所定の申込書）において、本特約（本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。）に同意、およびエクスプレス予約サービスの決済に用いる対象カードを指定したうえで申し込みを行うものとし、両社は、対象カードが有効である場合、当該申込情報に「JR東海エクスプレス予約サービス（プラスEX会員）における個人情報の取扱い」第2条に定める個人情報を付加したうえで、JR東海に取り次ぐものとします。当該申込者は、当該申し込みについて、JR東海および当社の承諾を受けることで、エクスプレス予約サービスの会員（以下、「エクスプレス予約サービス会員」という。）としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費は、この時点から発生します。エクスプレス予約サービス会員には、JR東海より、エクスプレス予約サービスにおける新幹線乗車用のICカードであるプラスEXカードを発行・貸与します。（※）エクスプレス予約サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内はエクスプレス予約サービス会員として登録されません。（予約や購入申込がなくなった時点でエクスプレス予約サービス会員として登録されます。）

第3条 (年会費等) エクスプレス予約サービス会員は、JR東海が定める「JR東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラスEX会員用）」に基づき、エクスプレス予約サービスの年会費（これに課税される消費税等の公租公課を含む。以下、同じ。）を、第2条において指定した対象カードによる決済でJR東海に支払うものとします。かかる場合、エクスプレス予約サービス会員は、JR東海のエクスプレス予約サービス会員に対する当該年会費に係る債権について、JCB会員規約に従ってJR東海が債権譲渡することを予め異議なく承諾するものとします。なお、エクスプレス予約サービス会員は、年会費を含むエクスプレス予約サービスの内容等についてはJR東海が決定することを了承し、エクスプレス予約サービスの内容等にかかわる紛議がある場合、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、エクスプレス予約サービス会員とJR東海の間でこれを解決するものとします。

第4条 (サービスの利用開始) エクスプレス予約サービス会員は、エクスプレス予約サービスの利用を開始する前に、JR東海が定める「JR東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラスEX会員用）」および付帯する特約等に同意のうえ、JR東海所定のサービス利用開始手続きを行うものとします。

第5条 (退会) 1.エクスプレス予約サービスの退会を希望するエクスプレス予約サービス会員は、両社所定の方法により退会を申し出るものとします。なお、当該手続きの完了以降、第3条に定める年会費は発生しないものとします。 2.エクスプレス予約サービスの退会後であっても、エクスプレス予約サービス会員が退会以前に行ったエクスプレス予約サービスの予約や購入申込にかかる利用料金については、JCB会員規約、その他、各種の規定・特約に基づきお支払いいただきます。

第6条 (免責) 1.本受付において、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関してもいかなる保証も行わないものとします。 2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本受付の利用に起因して生じた対象会員またはエクスプレス予約サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします。

第7条 (本受付の一時停止・中止) 両社は、次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、本受付を一時停止または中止することがあります。(1)システム保守その他エクスプレス予約サービス運営上の必要がある場合 (2)天災、停電その他エクスプレス予約サービスを継続することが困難になった場合 (3)その他両社が必要と判断した場合

第8条 (特約の変更) 両社は、民法の定めに従いJCB会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更できるものとします。なお、改定が専らJCB会員の利益となるものである場合、またはJCB会員への影響が軽微であると認められる場合、その他JCB会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定め、JCB会員に対して改定の都度、JCBホームページ等で公表するものとします。

<JCBが指定するカード発行会社(当社)>

・ 下記ホームページに掲載されるJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社
<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>

(TK284007・20230816)

JR東海エクスプレス予約サービス(プラスEX会員)における個人情報の取扱い

第1条 (個人情報の提供等に関する同意) 1.JCB会員で、両社に、エクスプレス予約サービスの入会を申し込まれた方およびエクスプレス予約サービスの会員となった方（以下、あわせて「エクスプレス予約サービス会員等」という。）は、両社が第2条に示す利用目的のため、当社が「JCB会員規約」に基づき保有しているエクスプレス予約サービス会員等の個人情報（第2条に定めるものをいう。）を、必要な保護措置を講じたうえでJR東海（第2条に定める提供先をいう。）に提供し（提供期間は第2条に定める。）、両社が利用することに同意します。なお、本取扱いにおける用語は、本取扱いに別段の定めがない限り、「JCB JR東海エクスプレス予約サービス特約（プラスEX会員）」における意味と同一の意味を有するものとします。 2.JR東海は、本取扱いに反する個人情報の取扱い防止とエクスプレス予約サービス会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

第2条 (個人情報の提供先・利用) 当社が提供する個人情報の提供内容、提供先、利用目的および提供期間は以下のとおりです。【提供内容】

・ 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等およびこれら全ての変更情報 ・ カード番号、カード有効期限等、エクスプレス予約サービスにおける取引のために指定したクレジットカード（以下、「指定カード」という。）の情報 ・ 指定カード番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。 ・ 指定カードの会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。【提供先】 〒108-8204 東京都港区港南2-1-85 JR東海品川ビルA棟 東海旅客鉄道株式会社 TEL：0120-417-419（エクスプレス予約カスタマーセンター）【利用目的】

・ JR東海が別に定めるプラスEXカードの送付等、エクスプレス予約サービス提供のため ・ JR東海とエクスプレス予約サービス会員との乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため ・ JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため ・ JR東海の販売状況分析、商品開発のため ・ JR東海からエクスプレス予約サービス会員に対する必要な連絡のため【提供期間】 エクスプレス予約サービス会員等が「JCB JR東海エクスプレス予約サービス特約（プラスEX会員）」および本取扱いに同意した日から、エクスプレス予約サービス会員を退会した日またはエクスプレス予約サービス会員の会員資格を喪失した日の1年後の日までとします。ただし、本サービスを退会した際に、本サービスの取引がある場合は、取引状況により最大で1年5ヶ月までとします。

第3条 (個人情報の取扱いに関する不同意) 両社は、エクスプレス予約サービス会員等が本取扱いの全部または一部に同意できない場合、本受付をお断りすることや、JR東海に対しエクスプレス予約サービス会員としての資格を取り消すよう通知することがあります。ただし、第2条に定める利用目的のうち、営業案内等の送付およびJR東海の商品開発の利用目的について、エクスプレス予約サービス会員等が両社に中止

を申し出た場合はこの限りではありません。

(TK284008・20230915)